

88, 89号事件

第1 審査会の結論

本件異議申立については、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立人（審査請求人）の異議申立（審査請求）の要旨

- 1 本件 88 号事件、89 号事件は、同一の文書の開示を求めるものであるから一括して審理をする。
- 2 異議申立人（審査請求人・以下単に審査請求人という）が開示を求める文書は、以下の通りである。
 - ① 88号事件においては、平成26年12月5日付け診療報酬明細書内訳のソルアセット F 500m L 一袋の治療費と個人負担分の明細の開示を求めている。
 - ② 89号事件では、平成26年12月1日に地方独立行政法人桑名市総合医療センターで処方されたソルアセット F 500m L の注射処方箋等に関するすべての文書の開示を求めている。
すなわち、審査請求人は、平成26年12月1日に処方されたソルアセット F 500m L 一袋の治療費と個人負担分の明細の開示を求めるものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の入院費用は、平成 21 年 4 月より「D P C（診療群分類別包括評価方式）」により計算をされている。D P C とは、病名や手術、処置等の内容に応じ 1 日当たり定額医療が定められ、それを基本として全体の医療費の計算を行う「包括払い」方式のことである。D P C により入院医療費を計算しているため、個別の処置、薬品などの診療報酬の明細は作成しておらず、処方箋も発行していない。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、D P C 方式により診療報酬の計算法によれば、個別の処置・薬品などの診療報酬の明細は作成されないのか否かである。

- 1 D P C（診断群分類）制度について
D P C 制度は、閣議決定に基づき平成 15 年に導入された制度であり、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度である。この制度は、今までの出来高による診療報酬とは異なるものである。
D P C は、入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と、入院期間中に提供された手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより分類された患者群であり、設定された診断群分類のうち均質性が担保されていると考えられた分類について、1 日当たりの包括点数が設定されている。
- 2 診療報酬の額は、D P C（診断群分類）毎に設定され「包括評価部分」と「出来高

評価部分」の合計額となる。

「包括評価部分」は、診断群分類毎に設定された「入院基本料、検査、投薬、画像診断、注射等」であり、「出来高評価部分」は、「医学管理、画像診断管理加算、手術、麻酔等」である。

「包括評価部分」は、1日当たりの点数と在院日数と医療機関ごとに設定された係数を乗じて計算されることとなる。

- 3 添付されている診療報酬明細書をみると、「初診料（入院）282点」「医学管理（入院栄養食事指導料1）130点」「画像診断（画像診断管理加算2）180点」については、「出来高評価部分」であるため点数が記載してあるが、それ以外については、点数が記載していない。点数が記載していない部分はDPCによる「包括評価部分」である。この中にソルアセットF500mL1袋の記載があり、点数評価されていない。

診療報酬明細書の後半部分に記載がある「診断群：010061××××0××20024点」とあるのが、これはDPCにより入院期間と病院毎に設定されている係数により算出された包括評価点数である。その下の「患者サポ70点は、患者サポート体制加算として70点が認められており、「総評100点」は、総合評価加算として100点が認められている。したがって、食事を除いて包括評価部分と出来高評価部分の合計点数は20,786点となる。

このような制度内容からすれば、ソルアセットF500mL1袋の明細書や処方箋等は存在しないこととなり、実施機関の個別の処置、薬品などの診療報酬の明細は作成しておらず、処方箋も発行していないとの回答は首肯できる。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
4月4日(88号) / 5月11日(89号)	・不服申立/審査請求諮問書受理
4月7日(88号) / 5月12日(89号)	・実施機関に対し公文書非開示/不存在決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
4月13日(88号) / 5月16日(89号)	・実施機関から公文書非開示/不存在決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
4月18日(88号) / 5月19日(89号)	・異議申立人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
4月22日(88号) / 5月30日(89号)	・異議申立人から意見書及び意見陳述の希望を受理
6月27日 (88号, 89号)	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
7月 日 (88号, 89号)	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	富 田 仁	大学教授